

長期入院の入院費用の ご負担について

入院期間が通算して180日を超えている方が、その後も入院を継続される場合には、入院費の一部が保険給付されなくなりますので、差額分は患者様にご負担いただくことになります。

また、入院期間の通算とは、同一病名で他医療機関に入院していた期間を含みますので、退院証明書のご提示や入院期間の申告など、必要な手続きをとっていただくことがあります。

この制度に基づき、愛染橋病院では、該当患者様にご説明のうえ、181日目より下記の料金を別途ご負担いただきます。

※ 1日あたり 1,980 円(税込)

愛染橋病院